

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
カーボ・ヴェ ルデ	食糧援助に関する日本国政府と カーボ・ヴェルデ共和国政府と の間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	150,000 千円 H15.2.6まで	H14.2.7 ダカール (セネガ ル)で (同日)	日本側 古屋昭彦在カーボ ・ヴェルデ大使 カーボ・ヴェルデ側 エリ アス・アンプラツド在セ ネガル カーボ・ヴェル デ臨時代理大使	H14.7.8 288号
カーボ・ヴェ ルデ	フライア漁港拡張計画のための 贈与に関する日本国政府とカー ボ・ヴェルデ共和国政府との間 の交換公文	フライア漁港拡張計画を実施するために必要な生産 物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及び2の施設及び機材の維持・管理指導に必 要な役務の供与	513,000 千円 H15.3.31まで	H14.6.21 ダカール (セネガ ル)で (同日)	日本側 古屋昭彦在カーボ ・ヴェルデ大使 カーボ・ヴェルデ側 ラウ ル・ジョルジュ・バエラ ・クルス・バルボ在 セネガル カーボ・ヴェ ルデ大使	H16.7.20 350号
カーボヴェル デ	食糧援助に関する日本国政府と カーボヴェルデ共和国政府との 間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びとうもろこし並びにそれらの輸送に必要な役務 の供与	250,000 千円 H16.3.31まで	H15.4.9 フライア で (同日)	日本側 中島明在カーボ ・ヴェルデ大使 カーボ・ヴェルデ側 ジョ ・エドゥアルド・バルボ サ外務・協力・共同体省 事務次官	H16.7.20 355号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

カーボヴェルデとの無償資金協力取極一覧